

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当厚生連の個人情報保護方針に基づく個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

ただし、当厚生連の従業員の個人情報の取扱いについては別に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。また、厚生労働省ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

2 個人データ

法第2条第4項に規定する個人データをいう。

3 保有個人データ

法第2条第5項に規定する保有個人データをいう。

4 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 管理組織・体制

(個人情報保護統括管理者等)

第3条 政府の個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という）及びガイドラインにいう個人情報保護管理者として、病院長・施設長を個人情報保護統括管理者（情報セキュリティ統括管理と兼任）に選任し、個人情報の保護のための措置に関する業務を統括させるものとする。

② 事務部長を個人情報保護事務管理者として個人情報保護統括管理者を補佐し、個人情報保護に関する施策の立案とその実施についての指揮・監督に当たらせる。

③ 個人情報保護事務管理者は各課長を個人情報保護部門管理者として選任し、自らが管理している個人情報の保護に関する施策の実施及びその評価・改善に当たらせる。

④ 個人情報保護部門管理者は、個人情報保護事務管理者に届け出て、各課に所属する者の中から、個人情報取扱者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならないものとする。

(個人情報保護統括管理者の職務)

第4条 個人情報保護統括管理者の職務は、次のとおりとする。ただし、その一部は必要に応じ個人情報保護事務管理者等に行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならない。

- 1 個人情報の安全管理措置の立案と実施の管理
 - 2 個人情報保護計画の策定と実施結果に基づく評価・改善
- ② 前項の個人情報保護計画には次の事項を盛り込まなければならない。
- 1 個人情報資産の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善
 - 2 個人情報保護のための責任者、管理者、担当者の役割とその業務内容
 - 3 研修実施計画

(研修の実施)

第5条 個人情報保護事務管理者は、従業員その他の関係者に対して、個人情報保護計画に基づく研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

第3章 個人情報の取得及び利用

(取得の原則)

第6条 個人情報の取得は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

② 個人情報の取得に当たっては、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ目的を特定して、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第7条 当厚生連が行う事業の特性上必要な場合を除き、原則として次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならないものとする。

- 1 思想、信条及び宗教に関する事項
 - 2 人種、民族、門地、本籍地（都道府県を除く。）その他社会的差別の原因となる事項
- ② 不要になった機微情報は速やかに処分するとともに、個人データとして保有するものは管理上必要最小限に限るものとし、当該データにアクセスできる者は、部門管理者が認めたものに限るものとし、当該部門管理はその旨事務管理者に届け出るものとする。

(本人から書面で個人情報を直接取得する場合の措置)

第8条 本人との契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、次の事項を施設内掲示等に

より明示したうえでなければ、これを行ってはならないものとする。

1 利用目的

2 個人情報第三者に提供することが予定される場合には、その旨

② 利用目的の達成に必要な場合には、利用目的を変更することができるが、この場合には変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

③ 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(書面以外の方法により個人情報を直接取得する場合の措置)

第9条 個人情報保護統括管理者は、担当者が書面による方法以外の方法により個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を当厚生連のインターネット・ホームページへの掲載、病院内等事業所内での掲示又はパンフレット等への掲載の方法によって公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならないものとする。

② 前条第2項及び第3項の規定は、書面による方法以外の方法により取得した個人情報の取扱いにつき準用する。

(目的外の利用の禁止とその例外)

第10条 本人の同意を得たうえでなければ、前2条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(目的外の利用の場合の措置)

第11条 取得目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合においては、個人情報保護統括管理者は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(個人データの共同利用)

第12条 個人情報と第三者との間で共同利用する場合、担当者は共同して利用する個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を個人情報保護部門管理者を通じ個人情報保護事務管理者に届け出なければならない。

- ② 前項の通知を受けた個人情報保護事務管理者は、個人情報保護統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。
- ③ 個人情報の共同利用は、個人情報保護統括管理者の承認を得て、個人情報保護事務管理者が必要な措置を講じた後でなければならない。

(共同利用についての公表等)

第13条 取得した個人情報に係る個人データを特定の者と共同して利用する場合にあつては、その旨並びに共同して利用される個人データ項目、共同で利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、第9条の定める方法により本人が容易に知り得る状態においておくか又は本人に通知しなければならない。

- ② 前項の場合において、利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容につき前項と同様の措置を講じなければならない。

(個人データの第三者への提供)

第14条 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ個人情報保護部門管理者を通じ個人情報保護事務管理者に届け出るものとする。

- ② 前項の通知を受けた個人情報保護事務管理者は、個人情報保護統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。
- ③ 次に該当する場合は、第三者提供の例外として本人の同意を得る必要はない。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ④ 第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、黙示による本人の同意が得られているものとする。
 - 1 患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、院内などの事業

所内等で公表しておくことによりあらかじめ包括的な同意をとっている場合

2 医療機関等が法令により、事業者、保険者又は市町村が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを当該事業者等に対して提供する場合等

⑤ 他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

法第23条第4項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・ 検査等の業務を委託する場合
- ・ 外部監査機関への情報提供（(財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等）
- ・ 個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

第4章 個人情報の適正管理

（個人データの取扱いの委託）

第15条 厚生連は、個人データの処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について当厚生連と同等の安全管理措置を講じている者を選定し、委託契約等において、次に掲げる事項について明確にしたうえで適正な取扱いが行われるよう配慮するものとする。

- 1 委託先における委託業務を通じて得た個人情報を他に漏らす又は盗用することの禁止
- 2 委託に係る個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての文書による当厚生連の承諾
- 3 委託契約期間
- 4 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における確実な破棄若しくは削除
- 5 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限
- 6 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
- 7 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における当厚生連への報告義務
- 8 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任

② 委託先における委託に係る個人データが前項の規定に基づき適正に行われているかどうかについては、定期的又は随時確認するとともに、不備が認められた場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（個人情報の正確性の確保）

第16条 個人情報保護事務管理者は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

（個人情報の入出力、保管等）

第 17 条 個人情報コンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、個人情報取扱担当者が行わなければならない。

(文書の管理)

第 18 条 個人情報保護事務管理者は、この規程に基づき作成される文書を適切に管理しなければならない。

(その他の安全管理措置)

第 19 条 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のための措置については、①個人データの漏洩等の問題発生時における報告連絡体制の整備、②雇用契約時における個人情報保護規程等の整備、③従業員への教育研修の実施、④物理的安全管理措置、⑤技術的安全管理措置等を講ずる。なお、必要に応じ、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ基本規程」を別に定めることにより、安全管理措置を講ずることとする。

第 5 章 保有個人データに関する本人からの開示請求等への対応

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第 20 条 個人情報保護統括管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けて対応する窓口を設置し、この連絡先を本人に通知又は公表しなければならない。

② 前項の手続の細目は、「個人情報に係る苦情等対応手続規程」に定めるところによる。

(利用目的の通知)

第 21 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

- 1 あらかじめ本人が知り得る状態にしてあることにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 2 次に掲げる場合
 - i 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ii 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - iii 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をした

ときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人からの開示請求等への対応)

第 22 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面又は本人と同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 3 法以外の他の法令に違反することとなる場合
- ② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- ③ 法以外の他の法令の規定により、本人に対し第 1 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等)

第 23 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法以外の他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- ② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 24 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 16 条（利用目的の制限）の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第 17 条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- ② 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 23 条（第三者提供の制限）第 1

項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- ③ 第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第25条 第20条第2項、第21条第2項、第22条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第25条 第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の規定による求めに応じる手続については、別に定める「個人情報の開示等に関する手続規程」の定めるところによる。

第6章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第27条 個人情報を廃棄する場合は、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託しなければならない。

- ② 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄するものとする。
- ③ 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用しなければならない。
- ④ 個人情報の廃棄作業は、個人情報保護部門管理者立会いのもと個人情報取扱者が行う。
- ⑤ 個人情報は廃棄した場合は、廃棄簿を備え記録するとともに、廃棄された個人情報については、委託業者が発行した「廃棄証明書」、個人情報保護部門の立ち合いのもと廃棄された個人情報については、同部門管理者が発行した「廃棄証明書」を2年間保管することとする。

第7章 監査

(監査の実施)

第 28 条 当厚生連は、当厚生連における個人情報保護に関する措置が適切に行われているかどうかについて、少なくとも年 1 回は監査を実施し、その結果を理事会に報告しなければならないものとする。

- ② 前項の監査は、副院長が担うものとする。ただし、社外の第三者に監査業務を委託することを妨げない。

(監査計画等)

第 29 条 内部監査の長は、年 1 回個人情報保護のための監査計画を立案し、理事会の承認を得なければならない。

- ② 前項の監査計画及び内部監査の実施細則は、「個人情報保護に係る内部監査細則」に定めるところによる。

第 8 章 雑則

(罰則)

第 30 条 当厚生連は、本規程に違反した従業員に対して就業規則等に基づき懲戒その他の処分を行わなければならない。

- ② 前項の手続きは就業規則等に定めるところによる。

(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。